

国際物流戦略チーム名義の使用許可及び取扱要領の制定

国際物流戦略チーム名義の使用許可及び取扱要領の制定

国際物流戦略チームは、産官学60団体から構成されており、各構成員は国際物流戦略チームの目的・趣旨に合致した様々な講演会、セミナー、展示会等(以下、「講演会等」とする)を開催しているところである。

国際物流戦略チームの知名度の向上に伴い、各構成員が主催する講演会等について、国際物流戦略チームとしての後援等を依頼されているが、国際物流戦略チームは後援名義の事務取扱いが定められていない状況である。よって、「国際物流戦略チーム名義の使用許可及び取扱要領」を制定し、各構成員の活動を側面から支援する。

【国際物流戦略チーム名義の使用許可及び取扱要領(案)】 ⇒ 別添参照

【後援名義を許可した際の支援例】

- 国際物流戦略チームのウェブサイトでの紹介
- 各構成員へ情報提供し、ポスターの掲示・チラシの配布等を支援

【報告】

国際物流戦略チーム名義の使用許可取扱要領の制定以前に、国際物流の効率化・活性化に資する以下の講演会等における後援を依頼されたものについて、事務局で合議のうえ、後援をおこなった。

◆グリーン物流セミナー（鉄道版）

開催日：平成26年9月29日 開催場所：百済貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅
主催：関西グリーン物流パートナーシップ会議、大阪地方通運業連盟、(公社)鉄道貨物協会
後援：国際物流戦略チーム

◆シンポジウム「関西の総合ネットワーク形成の必要性和高速道路ミッシングリンクの解消」

開催日：平成26年9月29日 開催場所：リーガロイヤルNCB
主催：(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、神戸商工会議所、(一社)関西経済同友会
後援：近畿地方整備局、関西広域連合、大阪府、兵庫県、
大阪市、神戸市、国際物流戦略チーム

◆医薬品業界セミナー

開催日：平成26年8月29日 開催場所：ホテル日航関西空港
主催：(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、近畿運輸局、関西国際空港全体構想促進協議会、新関西国際空港(株)
後援：国際物流戦略チーム
協力：大阪医薬品協会、(株)阪急阪神エクスプレス、ルフトハンザカーゴAG、
エールフランスカーゴ・KLMカーゴ、大隅物流有限会社、マティインターナショナル



国際物流戦略チーム名義の使用許可取扱要領（案）

標記について、国際物流戦略チームにおける名義使用許可について取扱要領を次のように定める。

（目的）

第1 国際物流戦略チーム構成団体及びそれに準じる者による関西の物流の効率化に資する事業、展示会、競技会、講演会、講習会、博覧会、普及運動その他の行事の主催、映画等の製作、出版物の刊行等（以下「事業・行事等」という。）に関する後援等の国際物流戦略チーム名義の使用の許可については、この要領に定めるところによる。

（名義使用の許可基準）

第2 事業・行事等に関する後援等の国際物流戦略チーム名義の使用は、事業・行事等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、許可するものとする。

一 その内容が次のイ又はロに掲げるものに寄与すると認められるもの

イ 国際物流戦略チームの取り組みの推進、普及又は啓発

ロ 国際物流と密接な関係を有するもの

二 国際物流戦略チーム名義を掲げることによる営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないもの

三 事業・行事等の主催者、製作者、発行者等（以下「主催者等」という。）が次のイ又はロに掲げる者であるもの

イ 国際物流戦略チームの構成団体

ロ 国際物流戦略チームの構成団体に準ずると認められるもの

四 事業・行事等の実行を確実にならしめる計画を有し、かつ、運営の方法が公正であるもの

五 事業・行事等の開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているもの

（許可の申請）

第3 国際物流戦略チーム名義の使用の許可を受けようとする者は、原則、許可を受けようとする日の1か月前までに、別記様式第1号による申請書を国際物流戦略チーム事務局に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、必要に応じて、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

一 事業・行事等の開催の目的、日時又は期間、場所、方法その他事業・行事等の内容を示す書類

二 主催者等が第2第3号ロに掲げる者であるときは、定款又は会則、役員名簿、事業報告書その他当該団体の性格及び内容を示す書類

三 上記各号のほか、事務局が必要と認める書類

(許可の手続き)

第4 提出のあった申請書について、事務局において合議のうえ、直近の幹事会に諮り、承認の後、許可するものとする。

ただし、申請者の事業・行事等の開催が差し迫っている場合は、事務局において合議のうえ、幹事会座長の承諾を得た後、許可するものとする。この場合、直近の幹事会においてこれを報告するものとする。

(許可の通知)

第5 事務局は、審査が完了したときは、別記様式第2号による通知書を速やかに作成し、申請書の提出者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第6 国際物流戦略チーム名義の使用の許可の後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際物流戦略チーム名義の使用の許可を取り消すものとする。

- 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき
- 二 主催者等が当該事業・行事等の主催等につき国際物流戦略チームの信用を傷つける行為を行ったとき
- 三 主催者等が当該事業・行事等の主催に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

(報告)

第7 主催者等は事業・行事等の主催が終了したときは、速やかに入場者、参加者、応募者等の数等その状況を示す書類を、事務局に提出しなければならない。

(別記様式第1号)

平成 年 月 日

国際物流戦略チーム 幹事会座長 殿

住所
氏名

印

国際物流戦略チーム名義の使用許可申請について

この度、下記により を主催するにあたり、国際物流戦略チーム名義の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業・行事等の名称及び目的

名 称

目 的

2. 名義使用期間

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3. 事業・行事等の期間及び場所

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

場 所

4. 使用する国際物流戦略チーム名義

後援

※添付すべき書類

- ◆押印された申請書
- ◆行事等の内容を示す企画書、実施要領等
- ◆国際物流戦略チームの後援等を必要とする理由
- ◆収支予算書
- ◆申請団体の活動を記した定款、寄付行為、その他団体の会則、規約等の書類
- ◆申請団体の役員名簿

(別記様式第2号)

平成 年 月 日

申請者 あて

国際物流戦略チーム 幹事会座長

国際物流戦略チーム名義の使用について

平成 年 月 日付 号で申請のあった標記については、下記のとおり許可します。

記

1. 事業・行事等の名称

名 称

2. 事業・行事等の期間

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3. 名義の使用を許可する期間

期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4. 使用許可する国際物流戦略チーム名義

後 援

5. 当該事業・行事等の実施について、国際物流戦略チームの事務局担当者が、事業・行事等の会場、事務所その他の場所に立ち入ることを求めた場合は、これを拒んではならない。

6. 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

一 事業・行事等の内容が申請と著しく異なるとき。

二 事業・行事等の実施につき、国際物流戦略チームの信用を傷つける行為をしたとき

三 国際物流戦略チームの事務局担当者の、事業・行事等の会場、事務所その他の場所への立ち入りを拒んだとき。

四 事業・行事等の実施にあたり、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき。

7. 事業・行事等の実施が終了したときは、速やかに次の各号 による報告書を提出すること。

一 本名義使用許可書の文書番号及び許可年月日

二 事業・行事等の名称

三 事業・行事等の期間及び場所

四 入場者、参加者、応募者等の数

五 その他事業・行事等の結果